

災害時における協定締結団体などについて

○一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会

一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会（以下、復興支援協会）と県は、令和3年2月に「災害時における復旧・復興等事業の支援業務の実施に関する協定」を締結しており、損壊家屋等における解体・撤去処理事業の支援及び関連する業務について支援をいただけるようになっています。

また、平時の協力として、県が行う災害廃棄物処理対策に関する市町村支援の取組に対し、可能な範囲で講師派遣等の協力をいただけることとなっています。

このたび、過去の災害において、公費解体に関する支援業務を多く実施されており、令和6年元日に発生した令和6年能登半島地震においても、環境省の委託を受けて支援業務を行っている復興支援協会のご協力をいただき、昨年度に引き続き、市町村職員等に対して、研修会を開催することとしました。

『公費解体』とは

災害時、片付けごみの撤去がある程度進むと、被災家屋等の解体が始まります。通常の災害では、市町村が全壊と判断した家屋は、すでに居住できない状態であり、所有者が不要と判断した時点で災害廃棄物（一般廃棄物）とみなされ、市町村が実施する撤去に要する費用は国庫補助の対象となります。これらの市町村が行う公費による 損壊家屋の解体・撤去のことを「公費解体」といいます。

公費解体は、市町村において、り災証明の発行（全壊判定等）から、所有者からの申請の受付業務や解体事業の実施、国庫補助の申請に至るまで多くの業務が発生します。公費解体は平時の業務と大きく異なることから、制度の概要を知り、準備することは、早期の復旧・復興につながります。

○日野興業株式会社

日野興業株式会社高知営業所と県は、平成31年3月に「災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定」を締結しており、仮設トイレ等の設置・撤去及びそれらに伴い必要な業務について支援をいただけるようになっています。

また、復興支援協会と同じく、平時の協力として、県が行う災害廃棄物処理対策に関する市町村支援の取組に対し、可能な範囲で講師派遣等の協力をいただけることとなっています。

このたび、令和6年能登半島地震でも大きな課題として報道等で取り上げられている「トイレ問題」について、改めて市町村職員等に学んでもらうため、令和元年度及び4年度にも本県で災害時のトイレ問題に関するご講演をいただいております。令和6年能登半島地震を含む過去の災害において、支援物資調達なども行っている日野興業から、講師を派遣していただくこととしました。

『令和6年能登半島地震』における仮設トイレ等の対応状況

令和6年能登半島地震では、経済産業省が関与する形での仮設トイレ（維持・管理等を含む）の支援物資調達に、日野興業株式会社をはじめとする複数の企業・団体が協力しています。また、現地職員による避難所の仮設トイレの衛生環境の点検や避難者のニーズ把握を行い、洋式トイレアタッチメントやランタンの送付や、環境省と関係団体との連携による消臭スプレーの配布等も行われており、仮設トイレの衛生 環境や利便性の確保が行われています。